

# 石島会計メモ



中央区日本橋本石町 4-5-12  
友泉本石町ビル 3階  
石島公認会計士事務所  
(03)3275-1311  
発行責任者 石島慎二郎

2020年4月号

## 無利子・無担保融資

### 日本政策金融公庫等の融資

コロナウィルスがすべての生活に甚大なる影響を与えています。経済が停滞し、経営環境は極めて難しい局面にあるといえます。

政府では様々な施策を打ち出していますが、その中に資金繰り支援として、日本政策金融公庫等が実質無利子・無担保となる融資制度を実施しています。

(注) 本紙執筆時点(4月1日)の情報であり、制度は随時更新されます。

### 日本政策金融公庫とは

日本政策金融公庫は、政府(大臣)が合計100%出資する株式会社で、政府系金融機関です。日本政策金融公庫の中には国民生活事業、中小企業事業などがあり、中小事業者を支援してくれます。国民生活事業と中小企業事業(以下、「国民事業」と「中小事業」)のいずれも融資相談にのってくれますが、国民事業は個人事業者や小規模な法人、創業企業を主に支援し、中小事業はそれよりも規模が大きい・事業期間が長い事業者を支援してくれます。

両者とも融資する点では同じですが、支援対象の規模が異なりますので、融資限度額や金利などで差があります。たとえば、中小事業では融資限度額が3億円であるのに対し、国民事業は6,000万円といった具合に異なります。

### 融資の利率

日本政策金融公庫はコロナウィルスで影響を受ける事業者への特別対応として、「無利子・無担保融資」を実施しているわけですが、借り入れている間、全額がずっと無利子・無担保というわけではありませんので注意が必要です。

経産省のパンフレット等において金利として記載されているのは、『当初3年間基準金利▲0.9%、4年目以降基準金利』ということです。

まず「基準金利」については、本紙執筆時点では中小事業で1.11%、国民事業で1.36%とされています。ここから0.9%引かれるので、中小事業の場合は0.21%、国民事業の場合は0.46%となります。

## 「無利子」なのか？

「結局利息が発生するの??」となりますが、この利率引き下げとは別に、「特別利子補給制度」が設けられているのです。実施機関・実施時期などの詳細は今後公表されることになっていてまだ明らかにはなっていませんが、無利子無担保融資の制度を利用した中小企業者の売上高が 20%減少しているなど一定の要件を満たした場合、先ほどの利息分を戻してもらえることになっています。結果、無利子になる、ということなのです。

## 全額・全期間無利子ではない

注意しなければならないのは、「0.9%の利下げ」および「特別利子補給」は、中小事業は 1 億円まで、国民事業は 3000 万円まで、ということです。つまり、仮に中小事業で 1.5 億円の融資を受けられたとして、1 億円分は無利子になりますが、飛び出た 5 千万円分は基準金利の利息が発生するのです。

また、『当初 3 年間』とされていますので、借入から 4 年目以降は利下げも利子補給もなく、基準金利がかかってくるという点は注意が必要です。

## 制度利用の実情

実際に本制度について相談している事業者を見てみると、融資額（審査にかけられるであろう額）は、ケースバイケースの様相です。話を聞いていると、既存の借入の有無、従来利益水準等によって、かなりばらつきがあるようです。「この場合はいくら」という基準というよりも、その企業ごとに（さらには担当者ごとに？）、それぞれの事情を勘案して審査にあげている印象を受けます。

しかし、注意点はあるものの、無利子・無担保、そして無保証でもあるこの制度は厳しい経営環境下にあって非常にありがたい制度です。特に 2 月末~3 月あたりから、状況が相当悪化していることは否めません。繰上げ返済が基本的には NG ということですが、資金繰りに心配がある方は、まず一度ご相談してみることを強くお勧めします。

「日本政策金融公庫とかよくわからない…」という方は、まずは石島会計にご相談ください。この難局を乗り切るためのお手伝いをできる限りしてまいります。

（文章 石島慎二郎）

今月号は現下の状況から、2 枚目の旅行記など所員の近況をお知らせするページ作成を自粛させていただきました。